

# 保安講習に関する改正事項

(法第13条の23、規則第58号の14)

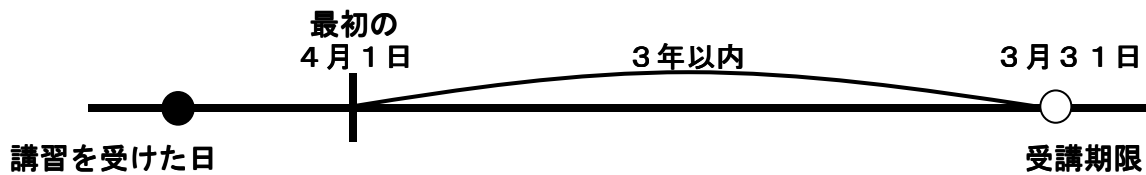
施行日 平成24年4月1日

製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者は、都道府県知事が行う保安に関する講習を受講しなければなりません。

なお、受講場所の指定はなく、全国どこの保安講習であっても受講可能です。

## (1) 継続して危険物の取扱作業に従事している場合

製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者は、都道府県知事等が行う保安に関する講習を受講した日以後における最初の4月1日から**3年以内ごとに受講**しなければなりません。



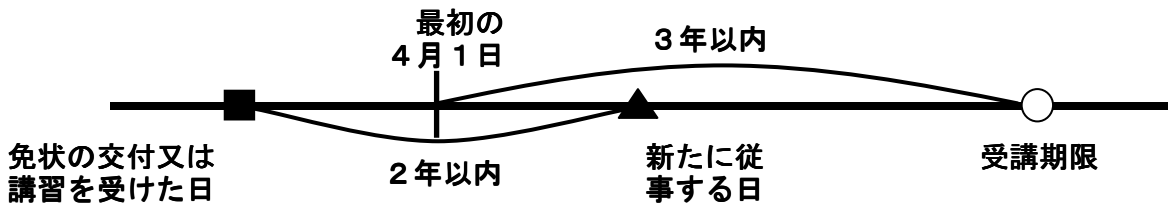
(例) 平成24年5月1日に受講した場合  
最初の4月1日：平成25年4月1日  
次回の受講期限：平成28年3月31日

## (2) 危険物の取扱作業に従事していなかった者が、新たに危険物の取扱作業に従事することとなった場合

危険物の取扱作業に従事していなかった者が、危険物の取扱作業に従事することになった場合は、その**従事することとなった日から1年以内**に受講しなければなりません。  
(規則第58条の14第1項)



ただし、従事することとなった日の過去2年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、**免状交付日又はその受講日以後における最初の4月1日から3年以内**に受講しなければなりません。  
(規則第58条の14第1項ただし書)



## (3) 従事しなくなった者又は従事していない者

法令上、特に受講する義務はありません。